

千葉市中央区告示第26号

次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達すべきところ住所及び居所が明らかでないので、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第1項の規定により告示します。

これらの書類は、中央保健福祉センター高齢障害支援課に保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により送達があったものとみなされます。

令和8年6月17日

千葉市中央区長 高石 憲一

年度	保険料名	書類名	件数
令和7年度	介護保険料	特別徴収（仮徴収） 開始通知書	1件

